

鹿児島県中学校総合体育大会開催基準「特別規程」

令和7年2月18日

【参加資格の特例】

大会参加を希望する1～3は、下記の条件を遵守することで出場を認める。

1 学校教育法134条の各種学校（1条に掲げるもの以外）に在籍し、各地区中学校体育連盟の予選大会に参加を認められた生徒。「開催基準7（1）」

（1）大会参加を認める条件

- ア 生徒の学齢、修業年限とも我が国の中学校と一致している単独の学校で構成されていること。
- イ 運動部活動が学校教育の一環として、日常継続的に当該校顧問教員の指導のもとに、適切に行われていること。

（2）大会参加に際し守るべき条件

- ア 本連盟及び各専門部との事前協議を十分に行うこと。
- イ 大会開催要項及び大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- ウ 大会参加に際しては、校長または教員、部活動指導員が引率するとともに、万一の事故の発生に備えて傷害保険に加入しておくなど、万全の事故対策を講じておくこと。
- エ 大会開催に要する経費については、必要に応じて応分の負担をすること。

（3）その他

- ア 実施に際しての細部・必要事項については、隨時、検討する。
- イ 「参加資格の特例」に適合しない事態が発生した場合、大会参加を見直すこともあり得る。

2 地域クラブ活動に所属する中学生「開催基準7（8）」

（1）地域クラブ活動に所属し、鹿児島県中学校総合体育大会及びその予選会（選考会）【以下大会】に参加を認められた生徒であること。

（2）大会参加を希望する地域クラブ活動は以下の条件を具備すること。

ア 大会参加を認める条件

- （ア）鹿児島県下の中学校等に在籍している生徒であること。
- （イ）鹿児島県中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
- （ウ）生徒の学齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している。（中学校等に在籍している生徒であること）
- （エ）地域クラブ活動にあっては、日常継続的に代表者もしくは指導資格を有する指導者の指導のもと、『学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン』（令和4年12月スポーツ庁・文化庁発出）の「II 新たな地域クラブ活動」や『学校部活動の地域連携や地域クラブ活動の在り方等に関する方針』（令和5年5月鹿児島県教育委員会発出）を遵守し、適切に活動が行われていること。
- （オ）地域クラブ活動の指導者は、各中央競技団体の倫理規程等に基づいて、各競技団体等から処分を受けていない者であることをとする。
- （カ）当該競技を管轄する中央競技団体もしくは県競技団体に登録されていること。かつ同じ内容で県中学校体育連盟に登録していること。
- （キ）大会において、競技役員や審判など運営上必要な事項に協力すること。
- （ク）各競技専門部の定める細則を満たしていること。
- （ケ）地域クラブ活動の登録申請については、規約を設けているとともに、ホームページやチラシ等で申請時より3か月以上団員の公募期間を設けていることを条件とする。但し、行政機関や行政機関が設置している協議会等から「部活動の地域移行の担い手」としての承認または、要請を受けている場合は、3か月の公募期間を設けていてもよい。（※（ケ）の項目については、令和8年度から適用する）
- （コ）地域クラブ活動の代表者及び指導者が、不適切な行為（体罰、パワハラ、セクハラ等）を行った場合は、所属する競技団体と協議の上、相応の処分を所属する競技団体から科されることもある。
- （シ）地域クラブ活動の生徒が移籍した場合、当該年度の地区中学総体、並びに県中学総体への参加については、転居等を含めたやむを得ない場合を除き、原則認めない。但し、移籍後、当該年度の中学総体への出場を希望する場合は、各地区中体連事務局に希望理由を相談すること。

※ なお、この「ア 大会参加を認める条件」については、日本中学校体育連盟、並びに九州中学校体育連盟が規程する「大会開催基準の大会参加規程」に準ずることとする。

イ 大会に参加する場合に守るべき条件

- （ア）地域クラブ活動で大会に参加する場合、在籍中学校等での大会参加は認めない。その逆も同様である。
- （イ）大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申合せ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力すること。
- （ウ）大会の参加に際して、地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率すること。また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておくこと。
- （エ）大会開催に要する経費については、必要に応じて、応分の負担をすること。
- （オ）同一団体からの出場は1チームのみとする。また、大会参加のため名称を変え、複数チーム参加することも認めない。
- （カ）大会参加申込に際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合は参加を認めない。

（3）チーム編成の条件

団体競技（種目）に参加する際は、同一県内中学校等に在籍する選手でチームを編成することとし、県境を超えたチーム編成は認めない。

3 運動部活動地域移行により、市町村教育委員会等に認定されているチーム「開催基準7（8）」

(1) 抱点校方式の部活動「鹿児島県中学校体育大会抱点校部活動参加規程」

ア 趣旨

参加を承認する精神は、在籍校に希望する部活動がないこと等の場合に、参加を希望する生徒を一つの学校が受け入れるというものである。県もしくは市町村教育委員会や中学校長会が運動部活動に参加したい生徒の救済事業として推進する活動であり、勝利至上主義のための活動ではない。

なお、抱点校部活動（以下、抱点校という）で参加する場合は、下記の条件を満たしていることが必要である。

イ 条件

- (ア) 県中学校体育連盟が定める「抱点校部活動規定」（下記）に該当している。
- (イ) 参加者は、開催年度の大会開催基準7の参加資格を満たしている。
- (ウ) 抱点校は、県中体連に加盟している。
- (エ) 抱点校としての大会参加が、県中体連に承認されている。
- (オ) 参加申し込み手続きは該当校の校長が行う。
- (カ) 抱点校の引率・監督は、抱点校の校長・教員・部活動指導員とする。

(2) 抱点校部活動規定

ア 事業主体と実施主体

実施の事業主体は、県教育委員会または市町村教育委員会、県校長会または市町村中学校校長会（以下、事業主体）とする。

実施主体は、市町村立中学校・義務教育学校とする。

イ 実施対象校

実施対象校は、事業主体の判断に委ねる。

ウ 実施期間

原則1年間（年度単位）とするが、継続も拒まないものとする。もしくは、事業主体の判断に委ねる。

エ 実施上の留意点

原則は、事業主体の作成した実施上の留意点によるものとする。

(ア) 参加の承認

生徒の在籍校並びに抱点校の校長の承認を必要とする。また、参加生徒及び保護者は、抱点校の部活動規定・生活指導に同意すること。

(イ) 大会等への参加

登録については（抱点校のみの登録か関係学校すべての登録）、事業主体の判断に委ねる。大会参加等の連絡は、抱点校が対応する。

(ウ) 抱点校の移動

抱点校の移動に関しては、事業主体の判断に委ねる。

(エ) 安全管理

- ・在籍校から抱点校への移動は、在籍校の指示による。

- ・活動中は、抱点校の規則・顧問の指示に従う。

- ・在籍校及び抱点校の指導のもとでの移動・及び活動中の事故については、スポーツ振興センターの災害共済給付が適用する。

※1 この特例は、令和7年4月1日より施行する（令和7年2月18日評議員会決定）。

※2 この特例は、競技部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

※3 この特例は、今後も検討を続けていく。